

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町の人口は昭和 30 年（1955 年）の 13,121 人をピークに減少が続いており、平成 22 年（2010 年）の国勢調査による本町の人口は 6,190 人です。老人人口割合（高齢化率）は昭和 50 年（1975 年）以降上昇が続いており、平成 22 年には老人人口割合が 38.7% です。昭和 61 年以降は「自然減」と「社会減」が相まって減少するという本格的な人口減少期に入りました。

また、昭和 30 年の産業構造は第 1 次産業 5,211 人、第 2 次産業 374 人、第 3 次産業 360 人、合計 6,445 人で、この年をピークに減少に転じており、平成 22 年（2010 年）の国勢調査では第 1 次産業 631 人、第 2 次産業 889 人、第 3 次産業 1,282 人、合計 2,804 人となっています。

町内の中小企業は生産年齢人口の減少により労働力不足と生産量の低下が懸念され、製造業を中心に幅広い業種で人手不足が解消できず深刻な経営課題となっており、生産性向上のために老朽化した設備の更新が求められています。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第 37 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、住田町経済の維持・成長を目指す。そこで、計画期間中、3 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるもの）が年率 3 %以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

住田町の産業は、農林畜産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が住田町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第 1 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

住田町は中山間地域であるため集積できるような広大な平場がなく、各事業者は点在する平場に立地している状況にある。広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は住田町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

住田町の産業は、農林畜産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が住田町の経済、雇用を支えている。これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要があり、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象業種は全業種とする。また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化等、多様である。したがって、本計画では労働生産性が年率3%以上向上することに資すると見込まれる事業であれば幅広く認定する。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③ 市町村税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。